

孤立死防止対策(住宅供給事業者等との連携)

- 地域での要支援者の把握をするためのネットワークの強化の観点から、住宅供給事業者等に対して、福祉部局との連携を要請する事務連絡を发出(平成24年7月31日)

住宅供給事業者等あての事務連絡の概要

【① 住宅供給業者等に対して、福祉担当部局との連携を依頼】

公営住宅、都市再生機構、住宅供給業者等に対し、自治体の民生主管部局等から、生活困窮者の必要な情報提供や連絡・連携体制の構築について協力要請があった場合は、積極的な協力を依頼

※ 住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の中で孤立死防止対策等について検討することができることも例示。

【② 個人情報保護の適用外の理解促進】

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できることの確認

【③ 住宅供給事業者等が福祉担当部局と連携している事例の紹介】

不動産管理会社、住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構と行政の連携の事例を紹介

○ 滋賀県野洲市「生活弱者発見・緊急プロジェクト」

※ 家賃滞納等の情報から不動産管理会社が本人の状況を確認、SOSを発見した場合、本人の同意の下に市役所へ連絡。行政サービスを活用し生活再建支援を実施する。

○ 福岡県北九州市「いのちをつなぐネットワーク事業」

※ 市役所に「いのちをつなぐネットワーク推進課」区役所にいのちをつなぐネットワーク担当係長を配置、行政から地域に出向く出前主義を実践。地域関係団体、ライフライン事業者、宅配業者、住宅供給公社、UR、NPO、ボランティアなど、様々な団体においても日頃の業務や活動の中で、いのちに関わる心配な事態に気づいた場合、区役所や消防署、警察署につなぐなど、それぞれの特性にあった協力が行われている。

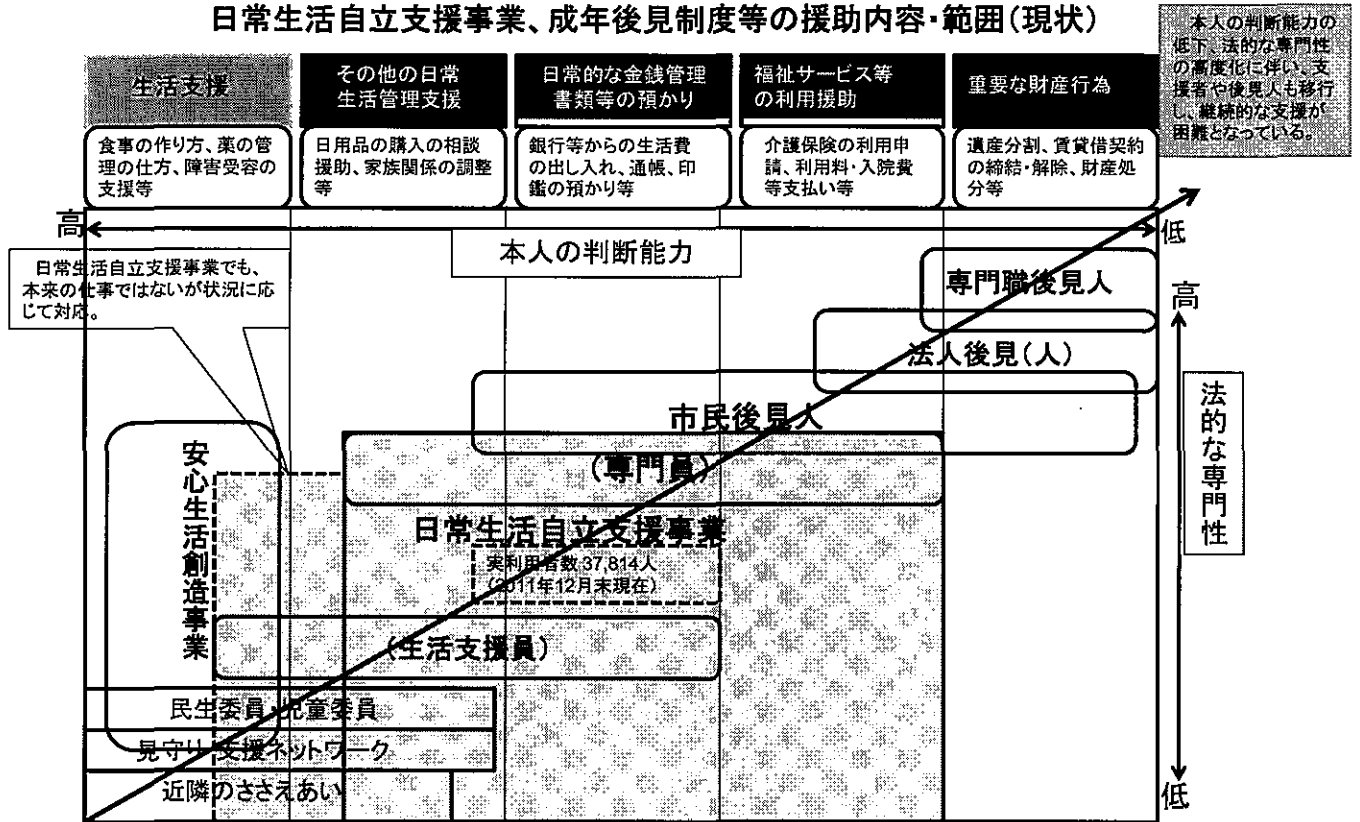
○ 神奈川県横浜市「安心生活創造事業の公田町団地(UR賃貸住宅)」

※ 公田町団地の自治会・民生委員が中心となりNPO法人を設立。支援が必要な世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。URモデル事業として団地内80戸に試験的に居室等に人感センサーを設定、異常を感知したら安否確認を行う。

安心生活創造事業成果報告書において 「安心生活に必要な契約支援・権利擁護」について提言・提案

- 認知症高齢者の増加は、地域で暮らしていく高齢者の判断能力が低下していくことが想定され、福祉サービス利用援助や様々な生活上の契約支援など権利擁護が必要。
- 地域生活をしている知的障害者や精神障害者も同様であり、発達障害者や多重債務を抱えてしまう若者等も家計支援が必要とされる。
- 単身世帯が増加している今日的状況の中で、地域で安心生活を送るためには、アパート賃貸契約や入院時保証人等、契約時に保証人を必要とするケースが顕在化。
- 社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」実施の実績あり。
- 法人後見を実施する社会福祉協議会が増加傾向。
- 成年後見制度における親族後見人の割合が6割を切り、専門職後見人の不足により、市民後見、法人後見の必要性あり。
- 老人福祉法の改正による市町村の後見事務の努力義務化
障害者自立支援法の改正による成年後見制度利用支援事業の必須事業化
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度が連携した権利擁護の仕組みづくりが必要。

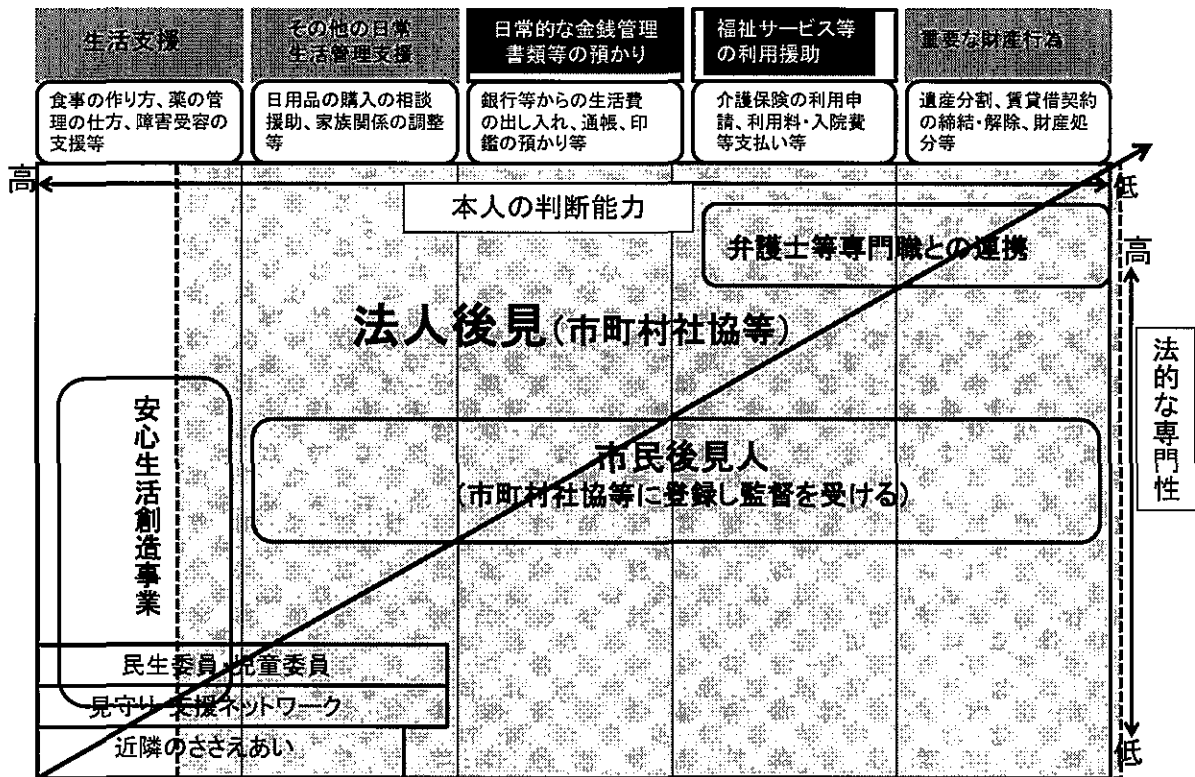
日常生活自立支援事業、成年後見制度等の援助内容・範囲(現状)



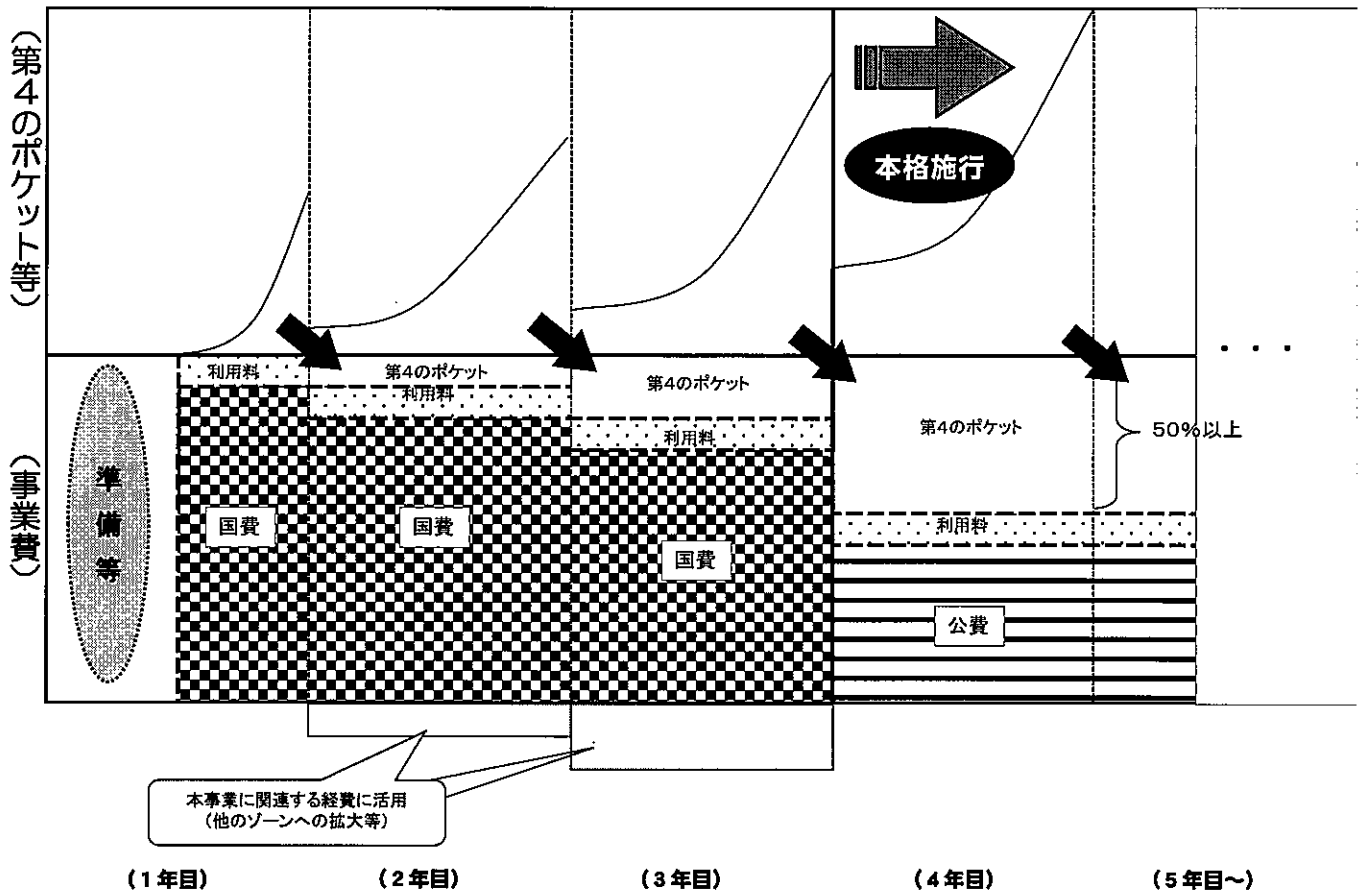
本人の判断能力の低下、法的な専門性の高度化に伴い、支援者や後見人も移行し、継続的な支援が困難となっている。

- (課題)・日常生活自立支援事業から成年後見への移行に当たり、対象者との信頼関係の再構築等の支障が生じていること。
 ・弁護士等専門職後見人は、福祉・介護サービス利用契約等の身上監護を行うことが少なく、身上監護のニーズに対応する体制が不十分であること。
 ・身上監護を担う期待が大きい市民後見人は、財産管理に当たり一定のリスクを伴うこと。
 ・体制が不十分であるために、対象者の把握も消極的な状況が見られ、ニーズが埋もれている可能性があること。

市町村社会福祉協議会等が行う法人後見についての検討



高齢者、障害者等が、判断能力が不十分であっても、必要な福祉・介護サービスを適切に利用しながら住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築するため、市町村社会福祉協議会等が組織として対象者の生涯を通じた支援を行う法人後見について、事例把握等の検討を行っているところ。



安心生活創造事業の今後の方向性

- これまで事業に取り組んできた地域福祉推進市町村(58市町村⇒26市町村を継続補助)
次の要件を満たす市町村に限り、引き続き「地域福祉推進市町村」として取り扱い、2年間を限度として国庫補助(定額10/10相当、原則上限1,000万円程度)を行う。
 - a 新たに事業を行う市町村に対する支援(相談・視察の受け入れや全国会議等での事例発表、事業の検討段階での助言等)について協力を行う。
 - b 要援護者の権利擁護、福祉に関する総合相談、地域の自主財源の創出の仕組みづくりといった今後も継続して取り組むべき課題に取り組む。
- 新たに事業に取り組む市町村(19市町村+生活支援戦略モデル4市町)
前述の国と地域福祉推進市町村との協働による支援を受け、これまでの取組事例を参考として、事業の三原則に基づき事業を実施する市町村については、2年間を限度として国庫補助(定額10/10相当、原則上限1,000万円程度)を行う。
- 安心生活創造事業の成果の全国普及に向けた取組について、地域福祉推進市町村にはご協力をお願いしたい。
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課による安心生活創造事業成果報告書の作成への協力(事例提供等)依頼。
- 地域福祉推進市町村による各自治体独自の安心生活創造事業成果報告書作成を推奨する。
- ブロック会議は、自主開催として継続していくことを推奨する。

平成24年度安心生活創造事業実施市町村について

市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、事業の実施とその効果の検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換、先駆的取組の情報発信等を行う。下記に、「生活支援戦略」のモデル地域が加わる予定。 ※は新規市町村

北海道・東北ブロック		関東ブロック		中部ブロック		近畿ブロック		中国・四国ブロック		九州ブロック	
北海道	旭川市※	栃木県	大田原市	静岡県	熱海市※	三重県	名張市	岡山県	美咲町	福岡県	糸島市※
	札幌市※		鹿沼市	静岡県	軽井沢町	滋賀県	大津市※	広島県	江田島市※		春日市
	東川町		壬生町※	富山県	氷見市		甲賀市		庄原市	大分県	臼杵市
	福島町	埼玉県	さいたま市※	石川県	かほく市※		米原市※	鳥取県	日吉津村※	宮崎県	美郷町
	本別町		行田市	福井県	池田町※		東近江市※		南部町※	鹿児島県	南九州市※
岩手県	西和賀町	東京都	大田区※	愛知県	長久手市※	京都府	南丹市	徳島県	徳島市		日置市※
秋田県	湯沢市	千葉県	鴨川市			大阪府	豊中市	香川県	琴平町		
			匝差市※			兵庫県	芦屋市	愛媛県	松山市※		
		沖縄県	川崎市※				尼崎市	高知県	中土佐町※		
							宝塚市				
							養父市※				
							天理市				
		小計	7市町	小計	9市区	小計	6市町	小計	12市	小計	9市町村
										合計	49市区町村

地域福祉関連予算の平成25年度概算要求の状況

1. 生活困窮者支援体系の確立

○生活困窮者支援モデル事業 55.1億円

「包括的」かつ「伴走型」の支援を実施する総合相談支援センター（仮称）の設置、多様な就労支援や生活支援事業など生活困窮者支援のモデル事業を実施。

2. 緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）関係

○住宅手当緊急特別措置事業 ○生活福祉資金貸付の実施体制等整備事業

○ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 ○地域コミュニティ復興支援事業

○パソナル・サポートサービスモデル・プロジェクト

→ 今後の予算編成過程で検討

・パソナル・サポートサービスモデル・プロジェクトは事業成果を「生活困窮者支援モデル事業」に反映させて実施

・ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業及び地域コミュニティ復興支援事業は引き続き実施

3. 地域福祉増進事業関係

○安心生活基盤構築事業（新規）

地域住民の参加による地域づくりを通じて社会的孤立を防ぎ、誰もが安心して生活できる基盤を構築するため、抜け漏れのない把握や総合相談支援、居場所づくり、権利擁護の推進等、官民協働による総合的な支援体制を構築する。

○地域資源活動支援事業（新規）

ボランティアセンターの設置・運営支援や地域福祉のコーディネーター等人材養成の実施などを通じて、地域福祉活動を支援する。

○地域福祉等推進特別支援事業

○民生委員・児童委員研修事業

○消費生活協同組合指導監督事業

○生活福祉資金貸付事業

→ セーフティーネット支援対策等事業費補助金（256億円）の内数

参考資料

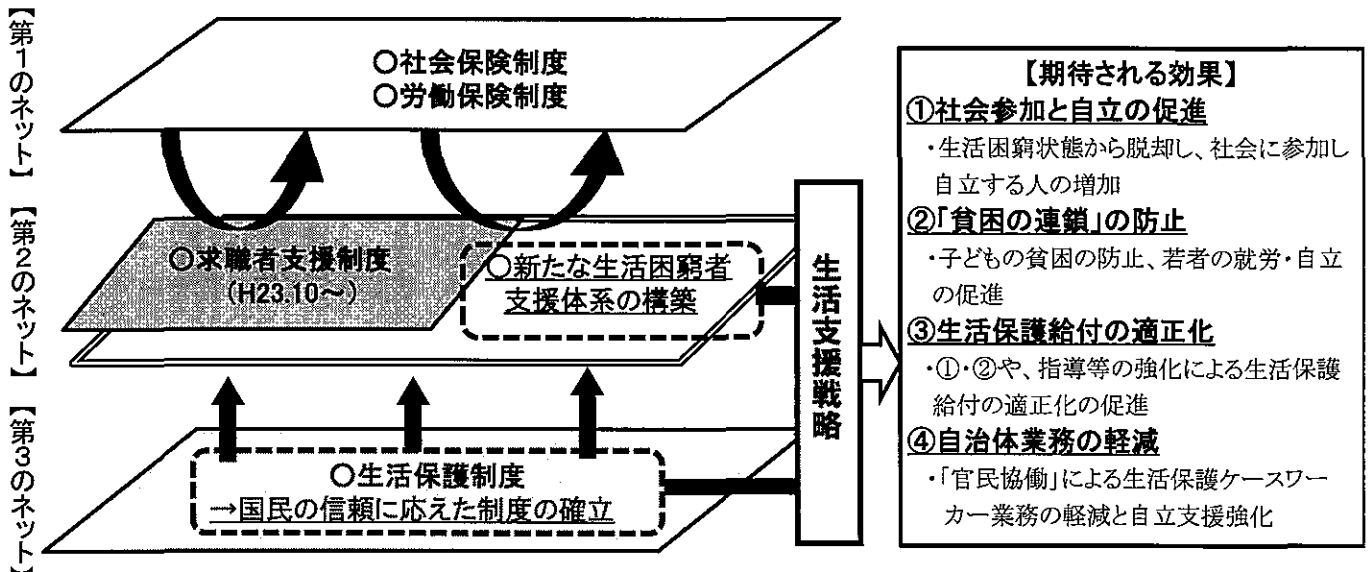
「生活支援戦略」の主な論点(案)＜抜粋＞

「生活支援戦略」の基本的な方針

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○基本目標

- ・生活支援戦略では、生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却するとともに、親から子への「貧困の連鎖」を防止することを促進する。
- ・国民一人ひとりが「参加と自立」を基本としつつ、社会的に包摂される社会の実現を目指すとともに、各人の多様な能力開発とその向上を図り、活力ある社会経済を構築する。
- ・生活保護制度については、必要な人には支援するという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進する等によって、国民の信頼に応えた制度の確立を目指す。



総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握

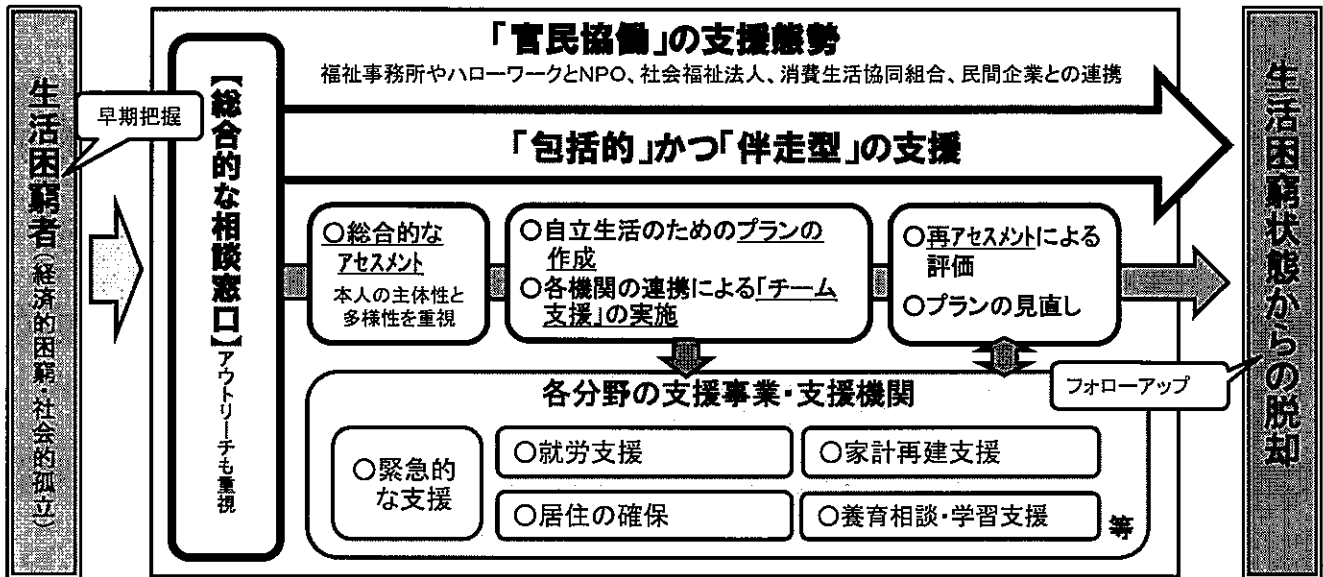
経済的困窮者・社会的孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域のネットワークの構築や、民間事業者・公的機関と地方自治体との連携強化、縦割りでない包括的な総合相談体制の強化等を図る。

○初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築

初期段階から、「谷間のない総合相談や「待ちの姿勢」でない訪問型支援(アウトリーチ)、チームアプローチによる支援を展開し、「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢を築く。

○民間との協働による就労・生活支援の展開

これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業、ボランティア等の「民の力」との協働により、就労・生活支援事業を展開する。



総合的な相談支援の在り方

これまでの主な議論等

【現状と課題】

(生活困窮者に対する支援体制)

- ・現在、生活保護受給者数は過去最高に達している(H24.6:211万人)。特に稼働層における増加が著しい。また、非正規労働者の増加等の中で低所得者が増大している。
- ・現在は、生活保護受給者をはじめ経済的困窮者に対する総合的な支援拠点は福祉事務所が担っている。しかし、福祉事務所のケースワーカーの負担は重くなっている(ケースワーカー1人当たり対応数は、H12からH23にかけて78世帯から97世帯に増加した後、H24には93世帯に減少、充足率は指定都市平均84%)。
- ・また、生活保護脱却者には、定着支援の実施が再度生活保護になることの防止につながると考えられるが、その対応が十分できていない。

(総合相談と包括的な支援機能)

- ・地域の中で生活課題を抱える者を早期に発見し早期に対応するため、ネットワークの強化とともに支援機関が積極的に訪問支援すること(アウトリーチ)が必要との指摘がなされている。
- ・社会的に孤立している者は、様々な面で困窮リスクが高いと指摘されている。生活困窮者は、経済的困窮のみならず、精神的な問題、家庭の問題、健康問題など複合的な課題を抱えている場合が多い。
- ・現行の相談窓口では、アウトリーチ機能が弱く、社会的に孤立している者や複合的な課題を抱えた人に対する支援が適切に行われていないと言われている。
- ・これに対し、一部の地域においては総合相談とワンストップ対応を目指した取り組みを進めている事例がある(後述)。

【特別部会における主な議論】

- ・生活困窮者の抱える複合的な課題に対応するためには、公的機関と民間機関又は民間機関同士の協働により包括的・総合的な相談体制を構築することが必要。
- ・アセスメントにより、客観的に課題を把握し、根拠に基づく支援を行うことが必要。
- ・生活困窮者の支援に当たっては、既存の地域資源を活用するためのコーディネーターが必要。
- ・待ちの支援ではなく、アウトリーチによる支援が有効。
- ・一定期間、継続して関わっていく「伴走型」支援が必要。
- ・総合的な相談支援センターがアウトリーチを含めて相談を行い、データ作成、サポートプラン作成、伴走型支援、リプランを行うことが必要。
- ・総合的な相談支援センターと併せ、受け皿となる社会資源の確保が必要。
- ・生活保護受給者が急増する中で、ケースワーカーのみで自立に向けた支援をすべて担うのは困難。

総合相談・ワンストップ対応の事例

○一部の地域においては、複合的な問題を抱える者に対する縦割りでない総合相談やワンストップ対応を行い、成果を上げていくところがある。

野洲市【直営＋既存の総合相談窓口に併設】

- 市の既存の相談体制の機能を強化。
- ワンストップで相談対応が可能であり、利用者への利便性が高い。
- 直営方式のため、自治体内部組織（福祉事務所等）との連絡調整、連携を円滑に行うことが容易。
- 税、国民健康保険、水道担当等の滞納情報を活用することで、生活困窮者の早期把握・早期支援が可能。
- 市にとっても、市民の借金問題を解決することで過払い金の回収等を通じて公租公課の滞納額圧縮に寄与。

富士宮市【直営＋地域包括支援センターに併設】

- 高齢者向けの総合相談窓口である地域包括支援センターに、新たな人員を配置し機能を強化。（全世代対応型に）
- 新たな相談窓口を設置するよりも地域包括支援センターのノウハウを活用し、効果的・効率的な運営が可能。
- 直営のため、自治体内部組織との連絡・調整、連携が容易。
- 8か所のランチを設置することで、地域住民の利便性も向上。

TOKYOチャレンジネット（東京都全域が対象）【委託・補助（複数法人）＋既存支援窓口との併設によるワンストップ型】

- 住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしている不安定就労者や離職者に居住支援、生活支援、就労支援、貸付を実施する広域的な取組事例。
- ワンストップサービスを実現するため、複数の民間法人に委託又は補助しつつも、窓口を一ヶ所に集約。ハローワーク職員の出張相談も同じ場所で実施。
- 相談者にとって、極めて利便性が高い仕組みであり、迅速かつ効果的な支援が可能。

豊中市【委託＋地域福祉ネットワークで対応】

- 「制度の狭間」に取り組み、民間活用型ながら行政との連携が緊密であり、かつ社会資源の開拓も視野に入れる参考例。
- 地域における見守り・発見・相談・つなぎの機能を担うコミュニティソーシャルワーカーを生活圏域（7地域）ごとに2名配置し、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスでは対応困難な事案の解決に取り組んでいる。

千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」【委託＋複数自治体による広域共同設置】

- 中核地域生活支援センターは、福祉圏域ごとに県が委託して設置。（がじゅまるは市川市及び浦安市をカバー。）
- 総合相談を主として実施。相談を受け止め、他機関につなぎ、支援体制を構築するまでの移行支援を中心に行う。
- ※ 単独では相談センターの設置が難しく、かつ、適切な民間委託先がない小規模自治体では、複数市町村と共同で一法人に委託することが考えられる。

就労支援の強化（多様な就労機会の確保）

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

○「多様な就労機会」と「家計再建＋居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討

社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などの「多様な就労機会」の確保と「家計再建（相談支援・貸付）＋居住の確保」などを柱とする新たなセーフティネットを検討する。

本人の「ステージ」に応じた多様な就労支援

○「中間的就労の場」の提供等

・直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などを提供

＜参考例＞

1. 自治体の取組 ①京都市では、ひきこもりの若者の就労支援として、食堂での雇用やものづくりの場での技術指導等の中間的就労の取組を実施。②釧路市では、就労型インターンシップとして、ゴミの選別作業・公園管理等を実施。
2. 民間の取組 ①「(福)一委員会(和歌山県)」では、障害者に加え、ひきこもりの若者を対象に農業(6次産業化)での就労を提供。②「(特)とちぎボランティアネットワーク」では、インターンシップによるニート等の就労支援や、地域の課題に対応した仕事おこしを通じた就労支援の取組を実施。

中間的就労

一般就労

○自治体とハローワークとが一体となった就労支援

・「福祉から就労」支援事業の抜本強化

社会参加

日常生活自立

○就労準備のための支援

- ・就労体験等を通じた訓練
- ・生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練

家計再建支援と居住の確保

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○「多様な就労機会」と「家計再建+居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討

社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などの「多様な就労機会」の確保と「家計再建(相談支援・貸付)+居住の確保」などを柱とする新たなセーフティネットを検討する。

「新たなセーフティネット」の導入の検討

多様な就労機会の確保

家計再建支援

○家計再建相談

- ・家計・生活状況を把握し、個別に家計の再建を助言指導
- ・家計収支状況をフォローし、必要な指導を実施

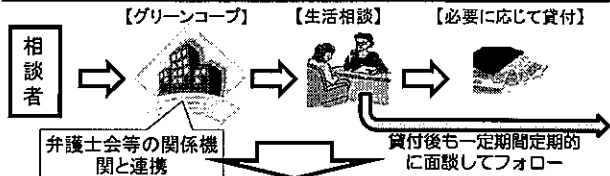
○資金貸付

- ・家計再建のための小口貸付

居住の確保

【実践例】福岡県(グリーンコープ生協)の取組

○生活困窮者に寄り添った丁寧な生活相談と家計指導を行いながら、その生活再生を支援。



平成22年度末までに貸倒処理となったケースは5人(約130万円、対貸付残高比:0.59%)。

	グリーンコープふくおか		5生協合計	
	22年度	開業累計	22年度	開業累計
電話件数	1,863	9,242	3,176	12,220
面談件数	1,182	4,984	2,062	6,941
家族を含む面談件数	1,184	5,332	2,066	7,385
貸付希望の件数	786	2,888	1,390	4,103
貸付金の件数	210	638	359	887
貸付金額(万円)	11,886	43,682	20,392	57,846
貸付残高(万円)	22,246	-	32,809	-
貸付平均額(万円)	57	68	57	65

※生活再生貸付事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おおいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協長崎で実施。

ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化

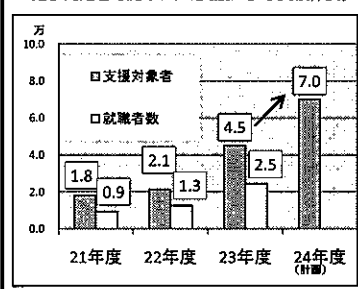
【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化

自治体とハローワークが一体となった就労支援体制(両者の一体的窓口や巡回相談等)を全国的に整備の上、就労可能な生活困窮者を広く対象に、早期のアプローチを徹底するとともに、対象者の課題に応じた能力開発等の支援施策の充実を図るなど、就労支援を抜本的に強化する。

＜現状の取組み＞

○「福祉から就労」支援事業(23年度～)
・HJワークと自治体の協定等による連携基盤を踏まえたきめ細かい支援により実績伸長。



○アクション・プランに基づく一体的実施
・国と市の一体的実施 33市区
・うち生活保護受給者等を対象にしたもの16市区(いずれも本年6月現在)
○支援対象者数、就職者数等で目標・計画を大きく上回る実績
←福祉事務所の来所者を即時に職業紹介窓口へ誘導できる効果

(例) 所沢市(平成23年9月～)
就職者数 75人(目標38人)
福祉市(平成23年7月～)
支援対象者数 126人(目標90人)
就職率 67.5%(目標60%)

生活支援戦略の一環で再編・抜本強化

地方自治体(福祉事務所等)

生活困窮者

- 生活保護受給者等
→ 新規受給者、相談・申請限額の審査などが一層の重点
- 児童扶養手当
住宅手当受給者等

○これら就労支援の対象者層は、現在約6500万人に上ると推計
→ カリヤ・コンサの支援体制整備により、支援を望む層層による就労実現が期待できる者まで届くための支援

- 協議会、協定の締結等の連携基盤確立
- 一体的実施窓口、HJワークからの定期巡回相談等、ワンストップ型の支援体制を全福祉事務所を対象に整備
→ 支援対象者の漏れない捕捉、早期支援の徹底

就労に関する支援メニュー
→ 職業共有で支援対象者層の正確な把握のための支援メニューの整備
※ カリヤ・コンサは個別相談・紹介も実施

ハローワーク

就職支援ナビゲーター(現行1,000名)

等による支援体制の抜本整備

＜主な就労支援メニュー＞

- キャリア・コンサルティング
- 職業相談・職業紹介
- 職業準備プログラム
- トライアル雇用
- 能力開発プログラム
- 個別求人開拓
- 広域型を含めたマッチング等

→ 就職実現に当たった課題を踏まえ、能力開発プログラム等の支援メニューの抜本強化

フォローアップ強化

雇用による就労

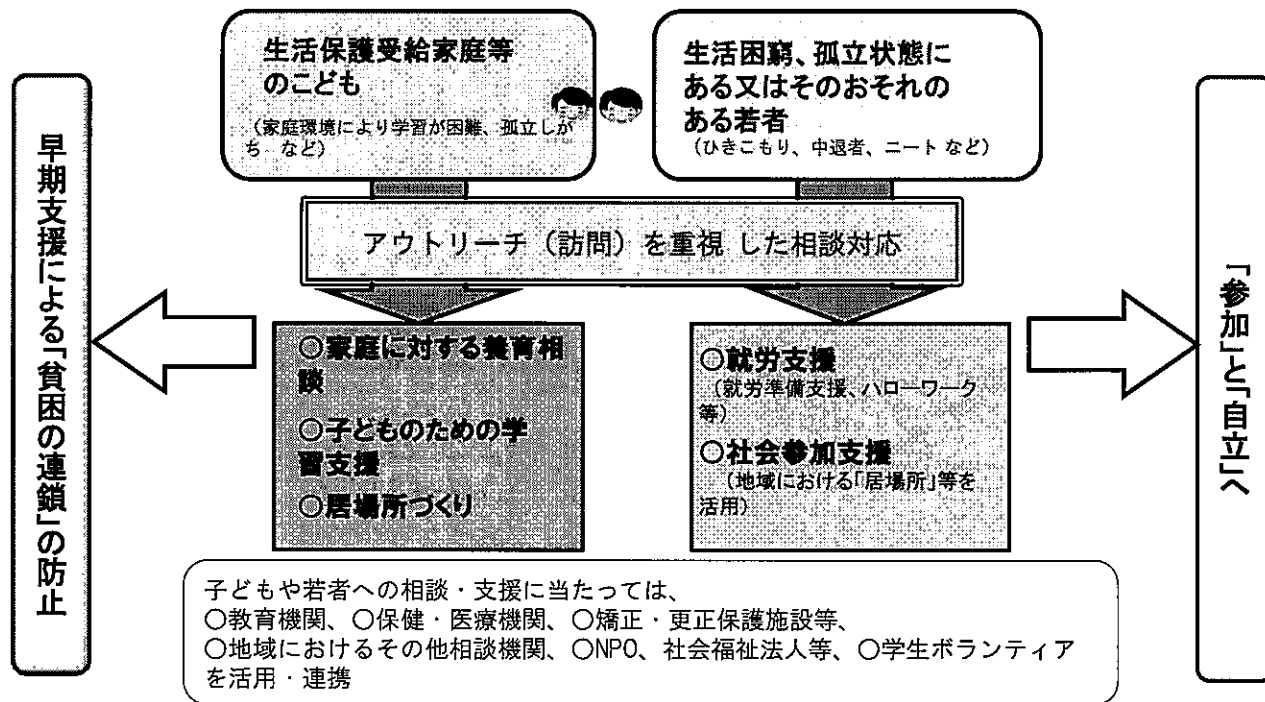
職場への定着・自立

「貧困の連鎖」の防止のための取組

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○「貧困の連鎖」の防止のための取組

「貧困の連鎖」の防止等の観点から、地域において教育関係機関と福祉関係機関等が連携して、幼年期・学齢期の子どもや高校中退者、不登校者及び課題を抱える家庭等に対する養育相談や学び直しの機会の提供も含めた学習支援を積極的に展開する。



地域における計画的な基盤の整備

これまでの主な議論等

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○「地域力」を重視した基盤・人材づくりと政策の総合的展開

地域の特性に応じてサービス基盤の整備や人材づくりを計画的に進めるとともに、福祉のみならず、保健、雇用、文教、金融、住宅、産業、農林漁業などの各分野の取組が縦割りではなく、総合的に展開される体制を整備する。

【特別部会における主な議論】

- ・人材の確保・育成や財源の確保など、生活困窮者支援を実施する体制の整備が必要。
- ・専門的な人材が活躍する場を整備する必要がある。
- ・地域において支援を担う人材の育成については、地域福祉計画での位置づけも含め、取り組むべきである。
- ・地域資源を確保する上で、人材育成等行政が担う役割は重要。他方で、行政だけでは限界があるので、地域住民が自分たちのことは自分たちで考え、取り組むことも重要。
- ・支援を担う人材として、ボランティアや引退した元気な高齢者の協力を得るような仕組みが必要。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

- 地域の実情に応じ、効果的・効率的なサービスが展開できるよう、モデル事業等の成果も踏まえつつ、サービス基盤・人材等の整備が必要と考えられるがどうか。
- その際、地方自治体は整備すべきサービスの量とこれらのサービスを実施することにより見込まれる効果を可能な限り定量的に把握することが重要と考えるが、どうか。また、国の役割をどう考えるか。
- サービス基盤の整備を図るための関係機関の連携方策をどう考えるか。

【 2 . 基調講演 】

1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 4 5

安心生活創造事業の 意義とこれからの地域福祉

平成24年度安心生活創造事業

全国会議

平成24年11月5日

ルーテル学院大学 和田 敏明

安心生活創造事業の特徴と意義

安心生活創造事業に取り組む背景

1、孤立した生活が広がり一般化した

- ・一人世帯、夫婦二人世帯等、孤立生活が標準モデルに
- ・社会的孤立は高齢者だけでなく広く国民の中に広がっている、通常外から見えにくい、社会的排除や孤立の強いものほど制度的サービスやインフォーマルサービスからもれやすい
- ・地域社会のつながり、人と人との関係の希薄化

2、重複した要因が重なり生活困窮に陥る人々が増加している

- ・障害、病気、家庭環境、就労環境、多重債務、不登校・中退
- ・既存の制度や支援の仕組みでは対応しきれしていない

「安心生活創造事業」について

【目的】

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」(「見守り」・「買物支援」)を行うことにより、一人暮らし世帯等が、住み慣れた地域で安心・継続して生活できる地域づくりを行う。

※「基盤支援」:安否確認や生活の異常等の察知・早期対応といった「見守り」、生活維持に不可欠な「買物支援」

【事業の3原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

【特徴】

本事業実施に当たっての制約は事業の3原則のみであり、各市町村は、自らの地域ニーズを的確に把握して、地域の実情に応じた取組みを自由に企画・実施できる。

基盤支援

「基盤支援」

安否確認や生活の異常等の察知・早期対応といった「見守り」、生活維持に不可欠な「買物支援」

- ・生存のために不可欠な生活支援
- ・生活の変化把握できる
- ・日常的でありつながりが生まれる

5

事業の3原則の意義

1、基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

- ・対象を限定しない
- ・孤立、潜在化したりしている人ももれなく把握する
- ・定期的見守りが必要な人という考え方→基盤支援が必要
- ・基盤支援を必要とする人々とそのニーズの把握(新たな対象者、新たなニーズ)

6

2、基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる

- ・もれなくカバーされる体制づくり→出来るだけという考えとは異なる→この視点で現在の現在の取組を見直す事が必要
- ・つながりや支援を拒否している人も対象とする
- ・行政各部署、専門機関、専門職、団体、ライフライン事業者、住民組織等との情報共有化と役割分担、協働体制づくり

7

3、活動を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

- ・資金作りが初めから取り組まれる活動は自発性が高まる
- ・補助金が切れても活動が継続できる基盤ができる
- ・資金作りの活動は活動の主体づくりを進める
- ・活動を見えるか化し、常に発信し、参加者、理解者、支援者を増やす
- ・直接事業に参加しないが、資金確保に幅広い関係者の知恵と力を発揮してもらう事が可能

8

共通した活動の特徴

1、圏域の設定

地域福祉基礎圏域を設定し取組が行われている自治体が多い

2、個人情報への取組

活動の推進には日常的な情報把握、共有が不可欠であり、可能な条件づくりに取り組む

3、推進体制の中核は自治体と社会福祉協議会が協働している自治体が多い

4、取組のプロセスを重視し、協働体制づくりを行っている

9

安心生活創造事業から 見えてきたもの

10

対象者のもれない把握

安心生活創造事業から見えてきたもの

- 高齢者や障害者のみならず地域から孤立する可能性があり、定期的な基盤支援が必要な者・世帯をすべて把握することが必要である
- 支援が必要な者・世帯について記載したマップや台帳等の作成を通じ、行政や社会福祉協議会、民生委員児童委員等の関係機関が、住民の情報を共有する仕組みづくりが重要である
- 次のような事項に留意して実施することが重要
 - ・ ニーズ把握を繰り返し行うためには、関係を積み上げ、顔の見える関係を構築する
 - ・ ニーズは、支援を行う側ではなく、支援を必要とする者から見たニーズとなっているかを重視する
 - ・ 住民の出入りが多い都市部では、把握できない者・世帯を生まないようにすることが重要。一方で、小規模な地域であっても、住民全員の状況が分かっているという前提で始めるのではなく、基盤支援により、支援が必要な者が発見されていくという前提で取り組む

11

対象者のもれない把握に向けた取り組み

安心生活創造事業から見えてきたもの

- 住民自治組織のメンバーが主体となって生活実態調査を実施。調査から戸別訪問を希望された方の自宅を社会福祉士が訪問する
- 福祉介護調査と健康調査による全戸調査を実施して把握した要援護者の個人情報をも、行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターで共有する
- 行政と社協が協力してタウンミーティングを行い、自治会に支えあい活動の必要性を説明。その結果、自治会において要援護者やその支援者の家が記載された地図を作成する

12